

# 一関市社協

## ふれあいネットワーク 藤沢支部だより

一関市社会福祉協議会藤沢支部  
ヘルパーセンター藤沢  
訪問入浴センター藤沢  
介護支援事業所藤沢

■支部事務所  
藤沢町藤沢字町裏55  
☎0191-63-5122  
☎0191-63-2936(ヘルパーセンター)  
■発行  
令和2年6月

### 地域福祉コーディネーターが出向きます(ふれあいサロン)



藤沢地域担当になった地域福祉コーディネーターの菅原謙二さんと、説明を聞くヒマワリの会の皆さん

新型コロナウイルスの感染予防対策の影響により、藤沢地域における各ふれあいサロンの開催も自粛傾向にあります。サロン活動を楽しみにしている皆さんには、とても残念がっていることと思います。3密と言われる状態を避けながら、何とか開催できる方法はないか社協職員も検討を重ねています。

そのような中、5月22日に5区ヒマワリの会（代表：佐藤正子さん）から案内を頂き、情報交換に行ってまいりました。世話人の皆さんに説明したのは、サロン活動を対象とした保険の種類と保険額の助成金申請のしかた、地域福祉コーディネーターの菅原謙二さんからは、他の地域で行っているサロン活動の紹介です。そして、新型コロナへの対策を考えながら、サロン活動を再開できる方法について意見交換をしました。

地域福祉コーディネーターは地域に出向き、課題解決のため皆さんと一緒に取り組みます。サロン活動で何か困っていることがありましたら、どうぞ気軽にお問い合わせください。

【この広報は、皆様からお寄せいただいたご寄付や、赤い羽根共同募金からの助成を受けて発行しています】

## 「支え合い 幸せ感じる 地域の暮らし」を目指して

新型コロナウイルス感染防止への取り組みを進めながら、令和2年度も地域福祉を推進するため、次の事業を計画しています。感染防止のための新しい生活様式を取り入れ、関係する機関や団体と検討しながら各事業を開拓してまいります。

### 支え合いのシステム作りを推進

◆困った時は ライフヘルプサービス をご利用ください！（藤沢支部独自事業）

#### 利用のしかた

##### ・どんな事業なの？

くらしの中の困りごとをボランティアさんの協力により、高齢者世帯等の生活を応援する事業です。



##### ・どんなこと頼めるの？

通院介添、除草剤まき、話し相手（見守り）、食事の世話、家の掃除、衣類の洗濯、衣類の縫い物、生活必需品の買い物、留守番、病院や官公署との連絡、外出介添、身の回りの世話、家事援助などです。

##### ・手続きが面倒かな？

利用会員として登録。あとは電話で「やって欲しいこと」を連絡してください。ボランティアとの交渉は社協職員が行います。ボランティアさんが「**やってもいいよ！**」と言ってくれたら利用成立です。

##### ・利用料金は？

3時間以内で、1,500円とされています。3時間を超えて6時間までは、3,000円という計算になります。

##### ・まずはご相談ください（担当区の民生児童委員さんに相談していただいてもつながります）

介護保険サービスに無いメニューだったり、困っているのに介護度がついていない方、日常生活を送る上の困りごとがある方、どうぞご相談ください。

#### 地域の皆さんにお願い

##### ・民生児童委員へ情報提供を

ライフヘルプサービスは高齢者や障がい者にとって、とても便利な取り組みです。しかしながら、ご本人から申し込まれるケースは少なく、ケアマネージャーからの紹介が多数です。このことから、誰かが間に入らないと利用できないというのが現実と言えるでしょう。地域の中で、困りごとを持った高齢者等とライフヘルプサービスを結びつける存在として、担当区の民生児童委員がいます。民生児童委員が地域の全てを一人で把握することは難しいので、地域の方々から情報提供してくださるなど、ご協力をお願いします。

##### ・協力会員を募集しています

利用件数が上がるにつれ、必要となるのがボランティア（協力会員）の存在です。ヘルパー資格などは必要としません。地域の高齢者の生活を支える仕組みに参加していただける方、登録は簡単ですので何卒、ご協力をお願いします。

利用会員は社協に利用料を支払い、協力会員には社協から活動謝礼を支払う仕組みとなっています。制度だけでは補うことのできない生活を送る上の困ったに対し、ライフヘルプサービスを通して協力してみませんか。元気な内に協力して、弱ったときには支えてもらう相互扶助として期待が寄せられています。



## 地域福祉を推進

### ◆小地域福祉推進事業

子どもからお年寄りまで地域連帯にあふれた潤いのある地域社会づくりを進めるためには、地域福祉に対する住民の意識啓発、そして高齢者等にとって、身近な近隣住民による支援活動の展開こそが、これから最も大切になってくると言われています。藤沢町住民自治協議会の教育民生部会で地域の福祉活動を検討いただき、みんなで支え合い事業を通して活動の推進を行います。(助成額508,000円)

### ◆ふれあいサロン事業

5人以上の高齢者が年間6回以上集まり、お茶飲み会などの生きがい活動をしているサロンに助成し活動を応援しています。定期的にお茶のみをしていく皆さんが対象となるので、気軽にご相談ください。申請は6月末までです。

(令和元年度は27団体へ助成しました)



### ◆ボランティア協力校

令和2年度は黄海小学校と新沼小学校を指定します。児童生徒の豊かな成長を願い、福祉活動を通してボランティア精神や、社会連帯の精神を養うことができるよう取り組みます。

## 皆さんの協力で開催します

### ◆福祉交流まつり

藤沢町産業福祉文化祭の福祉部門として開催します。

創作活動をしている施設利用者やふれあいサロン団体からの作品は毎年好評で、藤沢市民センター音楽ホールに作品展示する予定です。

ステージ発表では、ふじっ子エンジェル（町内5歳児の遊戯）や、障がい者（ふじの実利用者の社会参加）が出演。祭りを通して喜びを創りましょう。

藤沢中学校生徒会と藤沢町民生児童委員協議会の協力で、子供さんを対象に赤い羽根風船無料配布も予定しています。(写真は昨年度の様子)



### ◆ひとり暮らし高齢者の集い

新型コロナウィルス感染予防を防ぐ取り組みを検討しながら、新しい方法で開催する予定であります。(何班かに分かれて開催するなど、密にならないような開催方法) 参加取りまとめは、担当区の民生児童委員さんにお願いします。



### ◆金婚を祝う会

11月にカンブン会館を会場に開催予定です。今年度、結婚50周年を迎えたご夫妻の参加をお待ちしております。(金婚を祝う会も密にならないような方法を検討中です) 10月に福祉委員(区長)さんと民生児童委員さんに依頼し参加ご夫妻を募ります。参加されたご夫妻には、町内写真館の協力により、当日撮影したお二人の写真と集合写真をアルバムにして贈ります。(令和元年度は15組の参加がありました)

## 市からの委託を受け事業を行います

### ◆外出支援サービス

ボランティアの協力を得て、在宅で寝たきりの人や歩行困難な人を対象に自宅から医療機関への通院など車いす移送支援を行う事業です。詳しい案内パンフレットがありますので、お問い合わせください。



# まごころ寄附

## ◆ 令和2年3月1日～5月31日受付分 ◆

「地域福祉に役立ててください」と次の方々からご寄附をいただきました。心から御礼を申し上げます。



『第23回チャリティポークショ』の益金を吉田（前）支部長へ手渡す（株）アーク常務取締役の橋本友厚様（3月）



『令和元年度一関市藤沢町60歳同年の集い実行委員会』からの寄付金を吉田（前）支部長へ手渡す実行委員長の佐川勝弘様（3月）

- ・熊 谷 隆 様（保呂羽字大宝城） 50,000円
- ・令和元年度一関市藤沢町60歳同年の集い実行委員会  
(実行委員長 佐川勝弘 様) 8,555円
- ・株式会社アーク 様  
(代表取締役 橋本晋栄様) 300,000円
- ・佐 藤 守 様（徳田字前城） 100,000円
- ・小野寺 源 七 様（黄海字深掘） 100,000円
- ・千 葉 一 広 様（藤沢字町） 100,000円

## 令和2年度「地域の支え合い活動応援事業」 申請団体募集

### ○対象団体

一関市市内で、住民の福祉向上などを目的として活動している任意のボランティア団体、自治会などの住民グループ

### ○対象活動

地域支え合い活動を推進するため、幼児・児童・高齢者・障がい児（者）、その他の住民などを対象として行う事業及び活動

### ○助成額

対象経費の総額の範囲内で1団体5万円以内（助成総額30万円）

### ○募集期間

第1回 令和2年2月14日～5月29日

第2回 令和2年6月1日～9月30日

第3回 令和2年10月1日～12月25日

※詳しくはお問い合わせください。

### 新職員紹介

藤沢支部長に佐川勝弘さんが着任



黄海出身。

4月から一関市社会福祉協議会藤沢支部長として、佐川勝弘さんが着任しました。佐川支部長は、「住民の皆さんと一緒にになって、共に支え合う健康と福祉の里づくりの更なる充実へ向けて努力してまいります」と決意を新たにしていました。

尚、前支部長の吉田浩和さんは、4月から社協本部の在宅福祉課主幹に着任しました。

### 緊急小口資金特例貸付のご案内

#### ○貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少が有り、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯

#### ○貸付限度額

以下の①～⑤に該当する場合、1世帯につき1回限り20万円以内

①世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいる場合

②世帯員に要介護者がいる場合

③4人以上の世帯である場合

④世帯員に子の世話をを行うことが必要となった労働者がいる場合

・新型コロナウイルス感染拡大予防策として臨時休業した小学校等に通う子

・風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある、小学校へ通う子

⑤世帯員の中に個人事業主等いること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足する場合

その他の場合、1世帯につき1回限り10万円以内

#### ○据置期間

貸付の日から1年以内

#### ○償還期間

据置期間終了後2年以内

#### ○貸付利子

無利子